

長期収載品の選定療養について

令和6年度の診療報酬改定に基づき、令和6年10月から長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）を患者様の希望で使用する際に、選定療養費として患者様の自己負担額が発生します。

選定療養費の対象となる医薬品について

- ・後発医薬品が発売され、5年以上経過した先発医薬品（準先発を含む）
- ・後発医薬品への置換え率が50%以上の先発医薬品

選定療養費の対象となる場合

- ・院内処方（入院患者は除く）
- ・院外処方

選定療養費の対象とならない場合

- ・医師が医療上の必要性があると判断した場合
- ・在庫状況等により、後発医薬品の提供が困難な場合
- ・バイオ医薬品

自己負担額について

長期収載品（先発医薬品）と後発医薬品での最高価格との価格差1/2

※ 選定療養費には、消費税10%もかかります。